

平成 24 年 5 月

税理士法人の手引

日本税理士会連合会

目 次

	頁
一 はじめに	3
二 税理士法人制度の意義	4
1. 税理士法人の性格	
2. 税理士法人の人的構成	
3. 税理士法人の業務内容	
4. 税理士法人の業務執行	
5. 社員の常駐	
6. 社員の競業禁止	
7. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等	
三 税理士法人の名称	7
四 税理士法人の設立手続	8
1. 定款の作成	
2. 税理士法人の設立登記	
3. 日税連への届出	
五 税理士法人の業務	15
1. 税理士法人の業務	
2. 税理士法人の税理士法上の権利義務	
3. 税理士法人の懲戒	
4. 税理士法人の過料及び罰則規定	
5. 税理士法人の社員等の禁止行為	
6. 電子申告について	
六 税理士法人の運営	22
1. 税理士法人設立後の諸手続	
2. 税理士法人と税理士の関係	
3. 税理士法人の組織体制	
4. 税理士法人の計算と税務	
5. 日税連等への変更届出	
6. その他運営上の留意点	
七 合併	30
1. 定義	
2. 合併の手続	

3. 日税連への合併届出

八 解散・清算

33

1. 解散の登記
2. 清算手続・登記・結了
3. 清算結了の登記
4. 日税連等への清算結了の届出

税理士法人の手引

一 はじめに

平成 13 年の税理士法改正は、経済取引の急速な国際化・電子化・情報化の進展に伴って税理士に対する納税者の要請が複雑化・多様化してきていることに対応するため、規制緩和の要請も踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度の確立を目指す観点から行われ、平成 13 年 6 月 1 日に公布、平成 14 年 4 月 1 日から施行されました。

本会は、この改正により税理士法人制度が創設されたことを機に、「税理士法人の手引」を作成し、公表しました。

その後、税理士制度を取り巻く経済・社会環境の変化や税理士業務の進展のほか、会社法の施行とそれに伴う税理士法の改正等を踏まえた見直しを行い、平成 18 年に改訂を行ったところであります。

このたび、前回改訂から既に 5 年余りが経過し、引用条文の改正、会員の質問等も踏まえ、全体的な見直しの必要性を検討すべき時期と考え、関連する資料・情報との整合性を視野に入れつつ、さらに利用しやすくなることを念頭に改訂を行い、公表する運びとなりました。

この手引は、新たに税理士法人を設立しようとする会員はもとより、既存の税理士法人においても、今後の運営の合理化・効率化を図るに際して参考とすべき事項を取りまとめたものです。

二 税理士法人制度の意義

1. 税理士法人の性格

税理士法人は、税理士法（以下「法」といいます。）において、「税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人をいう」と規定されています（法第48条の2）。

税理士法人の組織は、無限連帯責任社員で構成される旧商法の合名会社に準じた法人形態とされています。

合名会社の特色として次のようなものが挙げられます。

- ・社員は全員、会社の業務執行、代表権限を有します。
- ・社員は自然人に限られ無限責任社員となります。
- ・持分の譲渡が制限されます。
- ・直接責任についての債権者との関係は、社員全員の無限連帯責任です。
- ・出資の方法は、労務、信用等の無形の財産の出資も可能です。
- ・会社の性格は、人的会社といわれ、家族的結合の共同企業体であり、組合性が高いものです。
- ・少人数の家族的企業経営に適し、企業の所有と経営は一致しています。

現行会社法においてもその特色はほぼ同様ですが、合名会社の社員は1名でも良いことになりました。しかし、税理士法人については、社員の数が2人以上であることに変更ありません。

2. 税理士法人の人的構成

税理士法人の人的構成として次の要件が必要となります。

- (1) 社員は、税理士のみであること（法第48条の4第1項）
- (2) 社員の数は、2人以上であること（法第48条の18第2項）
- (3) 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ① 法第43条に規定する業務の停止の処分を受け、又は法第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その業務停止期間を経過しない者（法第48条の4第2項第1号）
 - ② 法第48条の20第1項の規定により税理士法人が解散又は業務の停止を命じられた場合において、その処分の日以前30日以内にその社員であった者で、その処分の日から3年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの（法第48条の4第2項第2号）

3. 税理士法人の業務内容

税理士法人は、法第2条第1項に定められた税理士業務すなわち、税務代理、税務書類の作成、税務相談のほか、定款に定めるところにより、いわゆる会計業務として、

- ① 同条第2項に規定する税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務
- ② 税理士法施行規則（以下「規則」といいます。）第21条で定める業務（税理士業務に

付随しない、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務)の全部又は一部を行うことができます(法第48条の5)。

会計業務については、税理士業務に付随して行うか否かで明瞭に区分されていますので、税理士法人がこれらの会計業務を行うときは、①のみ(付随業務のみ行う場合)又は①及び②(付随業務以外も行う場合)を定款に記載することとなります。

なお、会社法に規定された会計参与は、その職務が会計業務に当たることから、税理士法人が会計参与に就任する場合には、上記①及び②を定款に定めることが必要になります。

また、会社法に規定された現物出資財産の価額証明業務を行う場合も、上記①及び②を定款に定めることが必要になります。

税理士法人の業務内容を分類すると次のようになります。

(1)法第2条第1項の業務(絶対的定款記載事項)

(2)法第2条第2項の業務

(3)規則第21条の業務(注イ参照)

(4)社員又は使用人である税理士(税理士法人に勤務する補助税理士)に行わせる法第2条の2第1項に規定する事務の受託(法第48条の6)

(2)、(3)及び(4)は任意的定款記載事項です。したがって、定款に記載がなければ業務を行うことができません。

また、法第2条第1項の税理士業務に付随して行う社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までの労働社会保険諸法令に規定する事務は、法第2条第2項の「その他財務に関する事務」の一環として、税理士法人において行うことができます(注ロ参照)。

(注イ)税理士法施行規則

第21条(業務の範囲) 法第48条の5に規定する法第2条第2項の業務に準ずるものとして財務省令で定める業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務(同項に規定する税理士業務(第26条第1項において「税理士業務」という。)に付随して行うもの及び他の法律においてその事務を業務として行うことが制限されているものを除く。)を業として行う業務とする。

(注ロ)○社会保険労務士法(昭和43年6月3日法律第89号)

第27条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならない。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

○社会保険労務士法施行令(平成13年10月17日政令第330号)

第2条 法第27条ただし書の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 公認会計士又は外国公認会計士が行う公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第2項に規定する業務

二 税理士又は税理士法人が行う税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項

に規定する業務

※国税庁フォローアップ検討会による解説

「法第2条第2項の業務とは、税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務をいい、この「その他財務に関する事務」の具体例としては、税務相談業務に付随して行う財務相談や、税理士業務に付随して行う社会保険労務士業務（社会保険労務士法第27条、同施行令第2条）などがあげられます。」

なお、平成14年6月6日付で、日本税理士会連合会（以下「日税連」といいます。）と全国社会保険労務士会連合会との間において、税理士又は税理士法人が法第2条第1項の業務に付随して行うことができる社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までの業務のうち、「提出代行」（社会保険労務士法第2条第1項第1号の2）及び「事務代理」（同法第2条第1項第1号の3）については、法第2条第1項の付随業務には該当しないことが確認されました。

4. 税理士法人の業務執行

税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこととされており（法第48条の11）、その権利義務を制限することはできません。したがって、社員の対外的な責任については無限連帯責任を負うこととされています。

5. 社員の常駐

税理士法人は、主たる事務所とは別に従たる事務所の設置が認められています。この場合、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならないこととされています（法第48条の12、税理士法基本通達48の12-1）。

6. 社員の競業禁止

税理士法人の社員は、競業禁止規定により、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならないこととされていますので留意しなければなりません（法第48条の14）。

7. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等

税理士法人に関し、法第48条の21において会社法等の規定、特に持分会社のうち合名会社に関する多くの規定が準用されており、それらの規定に従った税理士法人の経営や行動が要求されます。

三 税理士法人の名称

税理士法人の名称については、税理士法人はその名称中に「税理士法人」という文字を使用しなければならない（法第 48 条の 3）と規定されていますが、それ以外特段の制限はありません。

ところで、税理士法人の名称をめぐる問題は、納税者等の正しい判断に資する情報提供の要請と税理士及び税理士業界の品位・信用保持の要請との間において如何に調和を図るかにあります。

したがって、誤認混同又は公序良俗に反する虞のないよう、次に掲げる事項に配慮する必要があります。

- (1) 税理士法人の名称中には、「税理士法人」の文字を必ず一体で用いなければなりません。また、「税理士法人」の前又は後に、当該税理士法人の社員たる税理士の氏若しくは氏名又は他の文字を使用することができます（税理士法人〇〇又は〇〇税理士法人）。
- (2) 名称中に「税務」「会計」「事務所」などの文字を用いることを妨げません。
- (3) 「他の文字」は、漢字、平仮名又は片仮名で表記するものとします。
なお、ローマ字、アラビア数字、アンパサンド(&)、アポストロフィー(')、コンマ(,)、ハイフン(-)、ピリオド(.)及び中点(・)を使用した名称の登記が認められました。
- (4) 省庁その他官庁若しくはその分課又は国、都道府県、市区町村の名と紛らわしい名称を用いることはできません。
なお、「日本」「東日本」「西日本」「関東」「関西」「東京」「大阪」「千代田」「虎ノ門」「麴町」「淀屋橋」「大蔵」「平成」などの文字を用いることを禁止する趣旨ではありません。
- (5) 弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、不動産鑑定士等、他の法律により認められた資格をも有する税理士が社員であっても、これらの名称を税理士法人の名称中に使用することはできません。
- (6) 社員の氏又は氏名以外の文字を用いようとするときは、税理士法人としての品位を損ない、又は、公序良俗に反する虞がある名称を用いることはできません。
- (7) 従たる事務所の名称には、主たる事務所の名称とともに、従たる事務所であることを示す文字（〇〇事務所又は〇〇支店）を用います。
- (8) 磁気ディスクで税理士法人名簿を作成するため、税理士法人の名称は「税理士法人」の 5 文字を含めて 30 文字以内とします。

なお、旧商業登記法第 27 条（類似商号登記の禁止）が廃止されたので、同一又は類似の虞のある名称でも、登記が認められるものと解されます。しかし、税理士法人は、従たる事務所の設置が認められることから、同一又は類似の虞のある名称を用いることで、納税者に誤認混同を与える虞がありますので、そうした事態を避けるためには、予め日税連に、同一又は類似名称の有無を照会する必要があります。

四 税理士法人の設立手続

1. 定款の作成

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立する法人であり（法第 48 条の 2）、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（法第 48 条の 9）。定款は、法人の目的、組織及び業務執行等に関する根本規則であって、税理士法人の設立にあたっては、必ず作成する必要があります。法第 48 条の 8 第 1 項に、「税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。」と規定されています。

定款には、絶対に記載しなければならない事項（絶対的記載事項）、記載しなければ効力を生じない事項（相対的記載事項）及びその他、社員になろうとする税理士が任意に定めることができる事項（任意的記載事項）があります。

（1）絶対的記載事項（法第 48 条の 8 第 3 項）

① 目的

税理士法人の目的は、法第 48 条の 5 及び第 48 条の 6 において業務の範囲が特定されていますので、税理士法に規定されている文言を使用して記載することになります。なお、法第 2 条第 1 項の業務は絶対的に必要な記載事項ですが、法第 2 条第 2 項、規則第 21 条の業務及び法第 2 条の 2 の業務については、これらを業務の範囲に含める場合は記載する必要があります。

② 名称

税理士法人の名称の選択は原則として自由です。なお、名称中には「税理士法人」という文字を用いなければなりません（法第 48 条の 3）。

③ 事務所の所在地

税理士法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地（最小行政区画）を指します。例えば「当税理士法人の事務所を〇〇市（東京都〇〇区）に置く」と記載すればよいものです（定款には番地まで記載する必要はありませんが、記載することも可能です。）。

従たる事務所を設ける場合は、その所在地も記載することが必要です。

④ 社員の氏名及び住所

⑤ 社員の出資に関する事項

出資に関する事項には、出資の目的及びその価格と評価の標準を含みます。

イ. 出資の目的：出資の対象を意味し、金銭たると、動産、不動産その他の財産あるいは労務又は信用たるとを問いません。しかし、これを具体的に記載することが必要です。また、出資が複数になることも可能です。

- ・金銭出資 金額を記載します。
- ・動産出資 特定し得るときは個々に列挙する必要はありません。金額で表わします。
- ・不動産出資 所在場所・面積など記載します。金額で表わします。
- ・労務及び信用出資 金額で表わします。

・既存税理士事務所の経営、税理士の無形資産である信用等をどのように評価するかは当事者間の契約により行います。

ロ. 出資の価格：金銭以外の出資の場合は金銭に見積った価格をいいます。

社員は無限責任ですから、金銭以外の出資の価格は当事者間で決めることとなります。第三者の評価を受ける必要はありません。

ハ. 各評価の標準：信用を目的とする出資を金銭に見積る場合において、その評価の方法をいいます。例えば、「信用 この価格の標準〇〇円」として記載します。

この場合、信用をどのように評価するかは当事者の契約上の問題です。

これらの事項を定款に記載することとしたのは、社員の持分の払戻し、利益の配当、法人解散の場合の残余財産の分配又は法人の債権者に対する各社員の負担割合を定める等の必要から求められています。

ただし、利益の配当、法人解散の場合の残余財産の分配については定款の相対的記載事項であり、また、法人の債権者に対する各社員の法人内部での負担割合は、社員間で自由に決定することができます。

なお、社員が除名により退社したときは持分の払戻請求権を失う旨の定款の規定は、有効であるとする判決（東京高判昭40. 9. 28下民集16-9-1465頁）があります。また、「この出資に関する事項」は登記事項ではありません（組合等登記令、その他法律上の規定はありません。）。

⑥ 業務の執行に関する事項

業務を執行する権限は税理士法人の社員全員にあり、その権利義務を制限することはできません（法第48条の11）。

合名会社の場合と異なり、定款の定めによっても他の社員の業務執行権限を制限することはできません（法第48条の21第1項は会社法第590条、第591条を準用していません。）。

税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはなりません（法第48条の15）。

代表者について定款に規定がなければ全員が個々に代表権を有しますが、法人の代表者を特定の社員に限定することができます（法第48条の21第1項による会社法第599条第1～3項の準用）。代表社員は、税理士法人の経営に関する裁判上又は裁判外の一切の権限を有します（法第48条の21第1項による会社法第599条第4項の準用）。

業務の執行とは、税理士法人の本来の業務である税理士業務等や税理士法人の経営に関する法律行為、例えば、契約締結などの行為だけではなく、帳簿の作成、使用人の管理・監督などの事実行為も含まれます。

税理士法人の経営に関する事務の執行であっても、定款変更（法第48条の13第1項）、持分の譲渡（法第48条の21第1項による会社法第585条第1項及び第4項の準用）、解散（法第48条の18第1項及び第2項）、合併（法第48条の19第1項）等の税理士法人の組織や存立自体に関する行為は業務の執行に含まれません。すなわち、これらはいずれも総社員の同意を必要とされている事項です。

(2) 相対的記載事項

定款に記載しなければ効力を生じないこととなる事項(相対的記載事項)は、次のとおりです(会社法の規定については、法第48条の21による準用)。

① 税理士法人について

- イ. 定款の変更の定め(法第48条の13第1項)
- ロ. 計算書類の閲覧等の制限に関する定め(会社法第618条)
- ハ. 利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項に関する定め(会社法第621条第2項)
- ニ. 損益分配の割合に関する定め(会社法第622条)

② 税理士法人の社員について

- イ. 社員の代理行為の禁止(法第48条の11第2項)
- ロ. 持分の(全部又は一部の)譲渡に関する定め(会社法第585条第1項・第4項)
- ハ. 職務終了後の経過報告(会社法第593条第3項・第5項)
- ニ. 受取物の引渡し等(会社法第593条第4項・第5項、民法第646条)
- ホ. 金銭の消費についての責任(会社法第593条第4項・第5項、民法第647条)
- ヘ. 報酬請求権(会社法第593条第4項・第5項、民法第648条)
- ト. 費用の前払い(会社法第593条第4項・第5項、民法第649条)
- チ. 費用等償還請求等(会社法第593条第4項・第5項、民法第650条)
- リ. 利益相反行為に関する定め(会社法第595条第1項)
- ヌ. 代表社員の定め(会社法第599条第3項)
- ル. 社員の退社の事由(税理士法第48条の17第2号、会社法第606条第1項・第2項)

③ 税理士法人の解散・清算

- イ. 解散の事由(法第48条の18)
- ロ. 清算人の指定(会社法第647条第1項第2号)
- ハ. 清算人の解任方法(会社法第648条第2項)
- ニ. 清算人が複数ある場合の業務の執行に関する定め(会社法第650条第2項)
- ホ. 代表清算人に関する定め(会社法第655条第3項)
- ヘ. 残余財産の分配の割合に関する定め(会社法第666条)
- ト. 財産の処分方法に関する定め(会社法第668条第1項)
- チ. 帳簿資料を保存する者に関する定め(会社法第672条第2項)

(3) 任意的記載事項

上記のほか、準備金に関する事項、配当期、公告方法等については、強行規定又は公序良俗に反しない限り任意にこれを定款に定めることができることとされています。

なお、通常定められる任意的記載事項には、事業年度、利益の処分に関する事項等があります。

定款を作成したときは、社員の全員がこれに署名(又は記名及び押印)し、公証人の認証を受けることが必要です(法第48条の8第2項による会社法第30条第1項の準用)。

会社法では、第三編(持分会社)の第三章(管理)において、業務を執行する社員と持分会社の関係に民法の委任規定を準用しています(第593条第4項)。

合名会社の内部の関係の適用法規について、旧商法下では「定款又は商法に別段の規定がない場合は、組合に関する民法の規定を準用する」(旧商法第68条)としていたのを、会社法では、持分会社の各規定として措置したことから、税理士法人は、一部の民法を準用するほか、会社法の持分会社に関する規定の多くを準用することになり(法第48条の21)、法人の内部や外部の関係といった説明は便宜上なくなりました。

敢えて分類しますと、会社法第582条(社員の出資に係る責任)、第585条(持分の譲渡)、第595条(利益相反取引の制限)は税理士法人の内部の関係、第580条(社員の責任)、第581条(社員の抗弁)、第589条(社員であると誤認させる行為をした者の責任)、第599条(持分会社の代表)、第601条(持分会社と社員との間の訴えにおける会社の代表)、第605条(加入した社員の責任)は税理士法人の外部の関係ということになります。

内部の関係は、法人と社員あるいは社員間を表し、任意規定のため、これらの条文と異なる内容を総社員の同意によって定款の内容とすることができます。しかし、会社法第582条第2項は強行規定とされ、これと異なる内容を定款で定めることはできません。

外部の関係は、法人と第三者あるいは社員と第三者の間の法律関係を表し、第三者保護の観点から強行規定とされているため、定款その他においてその内容と異なる定めを行うことはできません。

さらに、定款では必要最低限度の事項を記載し、別途社内規定や社員総会への委任規定を設けて、民法・会社法の規定と異なる取扱いをすることもできます。ただし、強行法規に反する定めをおくことは当然できません。

2. 税理士法人の設立登記

税理士法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します(法第48条の9)。

定款の作成・認証、出資金の払込みその他設立に必要な手続が終了したのち、主たる事務所の所在地において登記します(組合等登記令第2条。なお、組合等登記令第1条及び別表により、税理士法人もその適用対象に含まれますので、税理士法人の登記手続もこれに従います。組合等登記令は商業登記法等を準用しています。)。設立の登記手続は、代表社員となるべき者の申請によってすることができます(組合等登記令第16条)。

(1) 登記前に必要な準備行為

- ① 税理士法人の名称を決定します。
- ② 代表者印を作成します。複数の社員が代表権限を有する場合は、各々が代表者印を作成し登記所に届け出ることが望ましいでしょう。
- ③ 社員となる税理士個人の印鑑証明書を準備します。

イ. 社員となる者全員につき各 1 通 公証人において定款認証する際に必要です。

定款認証を発起人(社員となる者)以外の者に委任した場合は、その者につき 1 通
ロ. 印鑑届を登記所に届け出る社員について 1 通 印鑑届の際に登記所に提出します。

複数の社員が代表権限を有し、各々が印鑑届を登記所に届け出る場合は各々について 1 通

- ④ 定款を最低 3 通作成し公証人の認証を受けます(法第 48 条の 8 第 2 項による会社法第 30 条第 1 項の準用)。記載内容は別添の定款作成例を参考にしてください。

公証役場へ定款 3 通を提出します。

原本は公証役場で保管、税理士法人において 1 通を保管、設立登記申請書に 1 通を添付します。

その他、設立後に日税連、税務署その他の官公署に提出する必要があるので、定款の写しを数通用意しておくべきです。

また、電磁的記録により定款を作成し、認証を受けることも可能です(電子定款、公証人法第 62 条の 6)。この場合は、データ化した定款に電子署名を付してオンライン申請したうえ、公証役場で、指定公証人による認証を受けることとなります。その際、持参した記録メディア(フロッピーディスク、CD-R 等)に認証済みのデータを格納してもらうとともに、必要があれば紙媒体の謄本を発行してもらうこともできます。なお、詳しい手続については、各地域の公証役場にお問い合わせください。

- ⑤ 税理士であること及び税理士法第 48 条の 4 第 2 項第 1 号及び同第 2 号に該当しないことの証明書(日税連が発行する証明書)を事前に用意しておく必要があります。

(2) 設立の登記手続

税理士法人の登記は、組合等登記令に従って行います。

① 登記申請の仕方

主たる事務所の所在地を管轄する登記所に出頭して行うか、郵送等による方法が認められています(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 16 年法律第 124 号)により、商業登記法が改正され、当事者出頭主義が廃止(改正前の商業登記法第 16 条の削除)されたことから、郵送等による登記申請が可能になりました)。

② 登記申請人

設立登記の申請人は、社員全員又は代表すべき社員がいるときはその者が行います(組合等登記令第 16 条)。社員以外の代理人(司法書士等)による申請も可能です。

③ 登記申請期間

設立に必要な手続が終了してから 2 週間以内(組合等登記令第 2 条)です。

④ 登記事項(組合等登記令第 2 条第 2 項・別表)

設立登記の登記事項は、次のとおりです。

- イ. 目的（定款の記載と同じ目的を記載します。）
 - ロ. 名称
 - ハ. 主たる事務所の住所及び従たる事務所がある場合はその住所（定款の記載事項である所在地とは異なり、その所在の場所を指すものであるから、登記申請書には所在番地までを記載しなければなりません。）
 - ニ. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - ホ. 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - ヘ. 社員（税理士法人を代表すべき社員を除きます。）の氏名及び住所
 - ト. 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め
 - チ. 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項
- ⑤ 登記申請時の添付書類

税理士法人設立の登記の申請書には、次の書類の添付が必要です。

- イ. 定款（公証人の認証済のもの）
- ロ. 税理士であること及び税理士法第 48 条の 4 第 2 項第 1 号及び同第 2 号に該当しないことの証明書（日税連が発行する証明書）
- ハ. 社員中法人を代表すべき者を定めたとき（法第 48 条の 21 第 1 項による会社法第 599 条の準用）は、これを証する書面を添付します。定款でこれを定めたときは、その書面添付を省略して「定款の記載を援用する。」と記載します。
- ニ. 代理人により申請する場合は委任状
- ホ. 登記の申請書に押印すべき者、すなわち、登記の申請義務のある者（例えば、法人を代表すべき社員）が、設立登記の申請と同時に印鑑の届出を登記所にしなければなりません（組合等登記令第 25 条による商業登記法第 20 条の準用、商業登記規則第 9 条）。

届出用紙に印鑑を押印し、届出者の印鑑証明書を添付する必要があります。

〔従たる事務所の登記〕

なお、設立と同時に、従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に設置した場合のその従たる事務所で行う登記は、主たる事務所の所在地で設立登記をした後に、その登記をしたことを証する書面（登記事項証明書）を添付して 2 週間以内に申請します（組合等登記令第 11 条第 1 項第 1 号）。

従たる事務所の所在地において申請する場合には、主たる事務所所在地における登記を証する書面を添付するだけでよいこととされています（組合等登記令第 25 条による商業登記法第 48 条の準用）。

3. 日税連への届出

設立登記をした税理士法人は、法第 49 条の 6 第 3 項の規定により当然に税理士会の会員となります。ただし、日税連への届出は、会則で定められた所定の手続が必要となり、法第 48 条の 10 第 1 項及び会則第 50 条の 4 第 1 項で、成立の日（登記の日）から 2 週間以内に届け出なければならぬこととされています。

(1) 入会の際、提出する書類は次のとおりです。

① 届出書（用紙は日税連作成のものを使用します。）

主な記載事項は、以下のとおりです。

イ. 名称

ロ. 事務所の所在地

ハ. 社員の氏名及び代表者の定めがあるときは、当該代表者の氏名

ニ. 成立の年月日

ホ. 届出の年月日

ヘ. 従たる事務所があるときは、その名称及び所在地

② 定款の写し

③ 登記事項証明書

(2) 入会金 40,000 円を税理士会に納付します（標準会則第 67 条）。

(3) 税理士登録の変更手続

税理士法人の届出手続とは別に、税理士法人の社員又は補助税理士となった税理士会員の登録事項も、当然、それぞれ変更が生じることになりますので、併せて変更登録の手続が必要となります。

五 税理士法人の業務

1. 税理士法人の業務

(1) 税理士法人の業務範囲

税理士法人の業務範囲は、次のようになります（法第 48 条の 5、第 48 条の 6）。

- ① 法第 2 条第 1 項の業務（絶対的定款記載事項）：税務代理・税務書類の作成・税務相談
- ② 法第 2 条第 2 項の業務（任意的定款記載事項）：他の法律で制限されていない業務で、税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行（①に付随する会計業務）
- ③ ②以外の業務で、規則第 21 条が定める業務（①に付随しない会計業務）
- ④ 社員又は使用人である税理士（社員等）に行わせる法第 2 条の 2 第 1 項（補佐人）に規定する事務の受託（法第 48 条の 6）

②から④までは、定款記載が任意の規定ですが、定款に記載がなければ、その業務を行うことができません。

また、税理士法人は、会社法に規定された会計参与に就任できますが、その職務は会計業務に当たることから、定款に上記②及び③を定める必要があります。

なお、法第 2 条第 1 項の税理士業務に付随して行う社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までの労働社会保険諸法令に規定する事務は、法第 2 条第 2 項の業務のうち「その他財務に関する事務」として、税理士法人において行うことができます（社会保険労務士法第 27 条ただし書、同法施行令第 2 条第 2 号）。

ただし、「提出代行」（社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号の 2）及び「事務代理」（同法第 2 条第 1 項第 1 号の 3）については、法第 2 条第 1 項の付随業務には該当しませんのでご注意ください（P6 参照）。

(2) 社員の競業禁止

税理士法人の社員は、その競業禁止規定として、自己若しくは第三者のために、その税理士法人の業務範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならないこととされています（法第 48 条の 14 第 1 項）。

したがって、税理士法人の定款に規則第 21 条の業務が定められている場合において、その税理士法人の社員が会計業務法人の取締役就任しているときは、競業禁止に抵触することになりますので、留意しなければなりません。

また、税理士業務に付随して行う会計業務（法第 2 条第 2 項）は、税理士業務がその前提となるものですから、いわゆる会計業務法人で行うことはできません。

合名会社の場合と異なり、税理士法人にあっては、定款又は総社員の同意によっても社員の競業は認められません。

なお、税理士法人の定款に法第 2 条第 2 項及び規則第 21 条の業務を定めている場合、当該税理士法人の社員が、税理士個人として会計参与に就任することは競業禁止に抵触することになりますので留意しなければなりません。補助税理士は競業禁止に抵触しないため、当該税理士法人に所属する補助税理士が、会計参与に就任することは可

能です。

(3) 税理士法人の社員の業務執行権

税理士法人の業務の執行は、各社員がすべての業務を執行する権利を有し、義務を負うこととなります（法第 48 条の 11）。

合名会社の場合（会社法第 590 条）と異なり、定款の定めにより他の社員の業務執行権限を制限することはできません。

なお、定款変更、持分の譲渡、解散、合併等の税理士法人の組織や存立自体に関する行為は業務の執行に含まれません。原則的に総社員の同意が必要です（ただし、定款変更は定款で別段の定めがある場合を除きます（法第 48 条の 13 第 1 項））。

(4) 税理士法人の業務の執行方法

税理士法人は、依頼者との委任契約により、税理士業務を受任し、税理士でない者に税理士業務を行わせてはなりません（法第 48 条の 15）。

① 税理士業務の受任と執行方法

業務の受任主体は税理士法人であり、社員は、あくまで法人の業務の執行者として受任事務を遂行することとなります。したがって、一般の契約法理に従い、委任契約上の善管注意義務等に違反した場合の損害賠償義務も、受任主体である税理士法人が負担することとなります。

② 補佐人業務の取扱い

法第 2 条の 2 第 1 項の規定による租税に関する事項の補佐人としての業務は、税理士法人が受託し、委託者に、税理士法人の社員等の中から選任させなければなりません（法第 48 条の 6）。

税理士法人は、法人として権利義務の主体となり、委託者との委任契約も税理士法人自身が行うものですが、租税に関する訴訟での補佐人については、税理士法人が補佐人になるわけではなく、委託者から「社員等に行わせる事務の委託」を受け、自然人たる社員等を補佐人に選任させるものであることを注意的に明らかにした規定です。

したがって、社員等は、あくまで税理士法人の業務として補佐人の事務を行うものですから、税理士法人は、社員等の業務執行全般に関して、注意を怠らなかったことを証明しなければ、委託者に対する損害賠償責任を免れることはできません。

2. 税理士法人の税理士法上の権利義務

(1) 税理士法人の権利

① 税理士法人は成立の時に税理士会の会員となります（法第 49 条の 6 第 3 項）ので、税理士会の会則上、「税理士法人会員」として所属税理士会に入会し、会費を負担します。税理士会は、税理士法人会員名簿を備えます。また、税理士法人会員証を交付します。なお、税理士法人は、税理士会の役員に関し、選挙権及び被選挙権はありません。

② 日税連及び所属税理士会（以下この項において「日税連等」という。）から文書

の送付を受ける権利、日税連等の施設を利用する権利その他日税連等の会則において定める権利があります。

(2) 税理士法人の義務

① 事務所の設置義務

税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設置しなければなりません(法第40条第1項)。

これは、税理士法人の主たる事務所と従たる事務所の別を問いません。

なお、税理士法人の社員及び補助税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならないこととされています(法第40条第4項、規則第18条)。

② 成立の届出義務

税理士法人は、成立した日から2週間以内に主たる事務所の所在地の所属税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません(法第48条の10第1項)。

また、事務所を移転したときも同様に届け出なければなりません(法第48条の8第3項、第48条の13第2項)。

③ 会則遵守義務

税理士法人は、日税連等の会則を遵守しなければなりません(法第48条の16による法第39条の準用)。

この遵守義務は、従たる事務所所在地の所属税理士会の会則も含みます。

④ 処分

税理士法人が、税理士に関する法令、日税連等の会則等に違反する行為をしたときは、処分を受けます(日税連会則第60条、標準会則第49条)。

⑤ 各種の届出義務

税理士法人は、次の場合に日税連等に対する届出義務があります。

イ. 成立したときに、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨の届出をする義務(法第48条の10第1項)

ロ. 定款を変更したときに、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項の届出をする義務(法第48条の13第2項)

主たる事務所・従たる事務所の移転、廃止も定款の変更事項です。

ハ. 合併以外の事由により解散したときに、解散の日から2週間以内に、その旨の届出をする義務(法第48条の18第3項)

ニ. 合併したときに、合併の日から2週間以内に、登記事項証明書を添えて、その旨の届出をする義務(法第48条の19第3項)

(3) 税理士の権利及び義務等に関する規定の適用及び準用

① 税理士法人に適用される規定

税理士と同様に、第32条(税理士証票の提示)、第33条(署名押印の義務)、第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)、第40条(事務所の設置)の規定は、税理士法人にも適用されます。

署名押印については、税理士法人が税務書類を作成したときは、実際にその税務

書類を作成した社員税理士又は補助税理士が、署名押印しなければなりません（法第 33 条第 2 項）。またその場合、税理士法人の名称を付記しなければなりません（規則第 16 条第 1 項第 1 号）。

② 税理士法人に準用される規定

第 1 条（税理士の使命）、第 30 条（税務代理の権限の明示）、第 31 条（特別の委任を要する事項）、第 34 条（調査の通知）、第 35 条（意見の聴取）、第 36 条（脱税相談等の禁止）、第 37 条（信用失墜行為の禁止）、第 39 条（会則を守る義務）、第 41 条（帳簿作成の義務）、第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）、第 41 条の 3（助言義務）の規定は、法第 48 条の 16 により税理士法人にも準用されます。

3. 税理士法人の懲戒

(1) 違法行為等についての懲戒処分

税理士法人が、税理士法若しくは税理士法に基づく命令に違反し、又は税理士法人の運営が著しく不当と認められるときは、財務大臣は、税理士法人に対して戒告、1 年以内の業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じることができます（法第 48 条の 20 第 1 項）。

なお、違法行為等による懲戒処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、処分手続が終了するまで、存続するものとみなされます（法第 48 条の 20 第 3 項）。

(2) 税理士法人及び社員等の両者に対する懲戒処分（法第 48 条の 20 第 4 項）

税理士法人を処分する場合において、その税理士法人の社員等につき、法第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）、第 46 条（一般の懲戒）に該当する事実があるときは、その社員等に対しても、懲戒処分を併せて行うことができます。

4. 税理士法人の過料及び罰則規定

(1) 過料の制裁

過料の制裁は、行政上の秩序罰及び民事上の秩序罰たる性質を有し、刑法上の罰則ではありません。過料を科する手続は、非訟事件手続法の規定（第 161 条から第 164 条）によります。

税理士法人の社員又は清算人等は、次の場合に 30 万円以下の過料に処せられます（法第 65 条）。

① 税理士法の規定に基づく政令（組合等登記令）の規定に違反して登記することを怠ったとき（法第 65 条第 1 号）。

登記義務者が、故意又は過失により、税理士法人の社員の登記やその他の登記事項の登記をしなかったことが要件です。

② 法第 48 条の 19 の 2 第 2 項の規定に違反して、合併したとき（法第 65 条第 2 号）。

合併における債権者保護手続に違反したときは、過失の有無を問わず、社員又は清算人は過料に処せられます。

③ 法第 48 条の 19 の 2 第 6 項の規定に違反して、電子公告が適切になされているか

について調査を求めなかったとき（法第 65 条第 3 号）。

④ 定款又は法第 48 条の 21 第 1 項において準用する会社法第 615 条第 1 項の会計帳簿若しくは同法第 617 条第 1 項若しくは第 2 項の貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき（法第 65 条第 4 号）。

⑤ 法第 48 条の 21 第 2 項において準用する会社法第 656 条に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき（法第 65 条第 5 号）。

清算人が、故意又は過失により破産手続開始の申立てをしなかった場合です。

⑥ 法第 48 条の 21 第 2 項において準用する会社法第 664 条の規定に違反して、財産を分配したとき（法第 65 条第 6 号）。

⑦ 法第 48 条の 21 第 2 項において準用する会社法第 670 条の規定に違反して、財産を処分したとき（法第 65 条第 7 号）。

任意清算をなすについて債権者保護手続に違反したときは、過失の有無を問わず、社員又は清算人は過料に処せられます。

(2) 両罰規定

税理士法人の社員等が、その税理士法人の業務に関し、違法行為をしたとき、その違法行為をした社員等が罰せられるほか、税理士法人に対しても罰金刑が科されます（法第 63 条）。

① 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

税理士法人が、違法行為等についての処分（法第 48 条の 20 第 1 項）の規定による税理士業務の停止処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行った社員等及び所属する税理士法人（法第 60 条第 3 号）。

② 3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金

不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をした社員等及び所属する税理士法人（法第 58 条）。

③ 30 万円以下の罰金イ. 合併の場合の債権者の異議等に関し、会社法第 599 条第 1 項の規定に違反して、調査記録簿等を備え電子公告調査に関する記載若しくは記録又は当該調査記録簿等を保存しなかった社員等及び所属する税理士法人（法第 62 条第 1 号）。ロ. 税理士業務に関する国税庁長官への報告又は税務職員等の質問、若しくはその業務に関する帳簿書類の検査（法第 49 条の 19 第 1 項又は第 55 条第 1 項）について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した社員等及び所属する税理士法人（法第 62 条第 2 号）。

5. 税理士法人の社員等の禁止行為

(1) 他の税理士法人への加入禁止・競業避止義務（法第 48 条の 14 第 1 項）

① 税理士法人の社員は、他の税理士法人の社員とはなりません。

税理士は、2ヶ所事務所の設置を禁止されています（法第 40 条第 3 項）。また、2つ以上の税理士法人の社員を兼ねることは、税理士法人間の利害対立を避ける

ためにも、また、納税者等依頼者との信頼関係からも禁止されている強行規定であり、これは他の社員の同意があっても解除されません。

- ② 税理士法人の社員は、自己又は第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはなりません。また、税理士法人の定款に掲げる事業目的と同じ事業内容の他の会社の無限責任社員や取締役になってはなりません（税理士法基本通達 48 の 14-1）。なお、税理士法人には、会社法第 594 条の準用がなく、合名会社の場合と異なり、定款又は他の社員の承諾があっても一切社員の競業は認められません。

「税理士法人の業務の範囲に属する業務」とは、定款に「目的」として記載された業務であり、これと競業関係が生じるかどうかによって判断されます。この競業避止義務によって、社員たる税理士は、税理士法人が行う業務と競合する業務につき、税理士個人として受任し、行うことができないことになります。

この競業避止義務に違反した場合、当該社員等は、税理士法人に対して、損害賠償責任を負うほか（法第 48 条の 21 第 1 項による会社法第 596 条の準用）、他の社員の決議をもって、除名又は業務執行権若しくは代表権の消滅を裁判所に請求されることがあります（法第 48 条の 21 第 1 項による会社法第 859 条～第 862 条の準用）。

さらに、当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定することとなります（法 48 条の 14 第 2 項）。

（2）利益相反取引の禁止

社員と税理士法人間の取引及び社員と税理士法人の利益が相反する取引については、会社法の規定が準用されます（法第 48 条の 21 第 1 項）。

- ① 社員は、他の社員の過半数の決議又は定款に別段の定めがない限り、自己又は第三者のために、税理士法人と取引をすることができません（会社法第 595 条第 1 項第 1 号）。
- ② また、社員が税理士法人を代表して社員個人の債務を保証したり引受けしたりする行為、その他税理士法人と社員の利益が相反する取引をする場合（間接取引）も、他の社員の過半数の決議又は定款に別段の定めがなければすることができません（会社法第 595 条第 1 項第 2 号）。
- ③ 社員が、①、②の禁止規定に違反した場合には、競業避止義務違反と同様の責任が問われます（会社法第 596 条、第 859 条～第 862 条）。

なお、補助税理士は、税理士法人の使用人であるため、この規定は適用されません。

（3）補助税理士の扱い

補助税理士（法第 2 条第 3 項に規定する「補助者として…業務に従事する」税理士）は、税理士法人の行う税理士業務を税理士法人の補助者として行うことができます。

補助税理士の税理士法人内における業務の範囲に関しては、基本的には各々の税理士法人の就業規則等で規定される事項に委ねられます。ただし、法令等で禁止されて

いる業務を就業規則等で許容することはできません。

また、公正取引委員会からも、業務制限に関しては、個々の事務所の問題であり、税理士会が会員に対する制限的な規定を設けることは事業者団体である税理士会の規制にあたるとの指摘があり、補助税理士の業務制限に関する事項は会則には規定されていません。

6. 電子申告について

税理士法人も電子申告の代理送信を行うことができます。その際は、紙媒体の申告時と同様、税務書類を作成した社員税理士又は補助税理士が、自身の電子署名を付す必要があることから、個々に電子証明書を取得しなければなりません（税理士の署名押印義務について、P17（3）①を参照）。

なお、税理士法人が電子申告を行う場合に必要な手続等の詳細については、「電子申告に関する Q&A」に掲載していますので、そちらをご覧ください。

掲載 URL:<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/faq.html>

六 税理士法人の運営

1. 税理士法人設立後の諸手続

(1) 個人事業の廃止届と法人設立等届出書の提出

① 税理士登録の変更及び個人事業の廃止届の提出

税理士法人の社員及び補助税理士は、事務所を設けることができないことから、個人では税理士業務を行うことができません（法第40条）。

したがって、開業税理士から社員税理士となる場合、従来の税理士事務所を廃止し、設立した税理士法人の名称と所在地を登録事項として税理士登録の変更を行う必要があります。

併せて、税務官公署に対して個人としての税理士業務を廃止する届出を行わなければなりません。ただし、税理士法人の業務は限定されています（法第48条の5）ので、税理士が保険代理店、商品販売及び経営コンサルタント等、税理士法人に引き継がない事業を合わせて行っていて税理士法人設立後もその事業を個人で継続する場合は、税理士業務のみ廃業となり、廃業届の提出は不要となります。

② 法人の設立等届出書の提出

税理士法人は、その主たる事務所の所在地における設立の登記をもって成立します（法第48条の9）が、成立の日から2週間以内に主たる事務所所在地の区域の税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません（法第48条の10第1項）。併せて、税務官公署に対して法人の設立等届出書を提出しなければなりません。

(2) 個人の資産及び負債の法人への引継

税理士法人設立に際して個人の資産を譲渡する場合は、その実在性が明確なものに限られます。その評価は時価によって行われます。譲渡の対価は、現金支払い又は個人の有する負債を引き継ぐこととなります。引き継ぐ資産と負債が等価であれば課税の問題はありません。当然消費税についても留意する必要があります。

(3) 個人事業廃止年分の所得計算

税理士事務所の従業員が、そのまま税理士法人の従業員として引き継がれる場合でも、原則として、退職金の打ち切り支給が必要となります。また、その他、事業専従者、引当金、廃止年分の事業税の計上等にも留意する必要があります。

(4) 法人の留意点

① 開始貸借対照表の作成

現預金あるいは現物出資の資産及び資本金で税理士法人の開始貸借対照表を作成します。ただし、労務や信用の出資の額については、定款に記載されるのみで貸借対照表の資本金額には含まれません。また、併せて個人から引き継ぐ資産及び負債を計上します。

② 社員報酬額等の決定

税理士法人の社員は、法人税法上の役員となるので、社員の報酬の損金算入については、法人税法上適法であることが必要です。成立後遅滞なく社員の報酬額を決定した旨の全社員の同意書を作成する必要があります。また、役員賞与、役員退職

金及び過大な使用人給与、過大な使用人退職給与等の法人税法上の取扱いについても留意する必要があります。

③ 顧問先との契約

税理士業務を個人で営んでいたのを法人化することに伴い、既存の顧問先を税理士法人に引き継ぐことになるので、顧問先と新たに契約を締結することが必要となります。

作成する契約書は、委任に関する契約書の場合は、非課税文書であるため印紙の貼付は不要です。しかし、その契約が書類等の作成を行って報酬を受ける契約の場合は、印紙税法別表第一課税物件表の第2号「請負に関する契約書」となりますので、契約金額に応じた印紙を貼付します。ただし、契約書に契約金額の表示が無い場合、税理士法人においては、別表第一の課税物件表の適用に関する通則第3号イの但し書きにより、第7号「継続的取引の基本となる契約書」に該当し、1通につき貼付する印紙は4千円となることに留意する必要があります。

税理士法人が受領する顧問報酬等は個人の場合と異なり、当然に源泉徴収が行われません。また、報酬の受領書等は印紙税法上の課税文書となります（課税物件表第17号）。

2. 税理士法人と税理士の関係

(1) 社員税理士

社員である税理士は、すべて税理士法人を代表し、業務を執行します（法第48条の11）。ただし、法人の代表者を特定の社員に限定することもできます（法第48条の21による会社法第599条の準用）。業務の執行とは、定款に定める業務のほか、税理士法人の経営に関する契約等の法律行為及び帳簿の作成、使用人の管理・監督等の事実行為を含みます。なお、税理士法人の社員は税理士業務を行うための事務所を設けることができません（法第40条第4項）ので、その業務の対価は全て税理士法人の収入となり、税理士法人の業務に関連して社員税理士に支払われる報酬は税理士法人からの給与所得のみであり、事業所得はありません。

また、税理士法人には合名会社の規定が準用（法第48条の21第1項）されますので、社員は会社債務を会社財産で完済できないときは連帯して弁済の責任を負う（会社法第580条第1項）という、いわゆる無限連帯責任が税理士法人の社員にも課せられます。

(2) 補助税理士

税理士法人の補助税理士は、社員税理士同様、税理士法人の業務を行いますが、社員税理士と異なるのは、税理士法人の代表権は有しないことです。一方、補助税理士も社員税理士と同様に税理士法人の事務所に所属しているので、個人で事務所を設けることはできません（規則第18条）。

したがって、補助税理士が行う税理士業務の対価は、全て税理士法人の収入となり、税理士法人の業務に関連して補助税理士に支払われる報酬は所属する税理士法人からの給与所得のみであり、事業所得はありません。

(3) 開業税理士との関係

開業税理士が、税理士法人が委嘱を受けた税理士業務を行う場合、別に納税者から

委嘱を受けるか（共同代理）、税理士法人が納税者との間で復代理選任の特別委任を受ける必要があります。

なお、税理士が税理士法人の補助者として常時業務に従事する場合は、補助税理士として登録しなければなりません。

3. 税理士法人の組織体制

(1) 代表社員

税理士法人の社員は、各自、税理士法人を代表しますが、定款又は総社員の同意により、代表者を特定の社員に限定することが可能です（法第48条の21第1項による会社法第599条の準用。以下この項において同じ）。

代表社員は、税理士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を為す権限を有します（会社法第599条第4項）。ただし、代表社員の権限に加えた制限は第三者に対抗することができません（会社法第599条第5項）。

(2) 社員の業務執行

税理士法人の社員は、すべて業務を行う権利を有し、義務を負っています（法第48条の11）。しかし、税理士法人が受託した業務をどの社員がどのように分担するのか等、職務分担等の基準を税理士法人内で取り決めをして明確にすることが必要です。その内容についての全社員の同意書を作成しておくべきでしょう。

(3) その他

税理士法人に補助税理士がいる場合、その補助税理士が行う業務及び使用人が行う業務についても明確にしておくことが必要です。ただし、税理士でない使用人が税理士業務を行うことを禁じておくことは当然のことです（法第48条の15）。

4. 税理士法人の計算と税務

(1) 決算時の留意点

① 計算書類の作成

税理士法人の事業年度終了後遅滞なく貸借対照表（法第48条の21による会社法第617条第2項の準用、規則第22条の3）を作成して全社員の同意を求める必要があります。なお、会社計算規則では、このほか、損益計算書、社員資本等変動計算書、個別注記表を作成することとされています（会社計算規則第71条）。

② 利益の配当

税理士法人において、利益の配当を出資金に応じて決めるのか、あるいは別の方法によるのかは、定款の相対的記載事項であり、その割合等は自由に決定することができます（法第48条の21第1項による会社法622条の準用）。

(2) 税務上の留意点

① 同族会社の判定

税理士法人は、税理士法上の特別法人であり、会社法上の法人（会社）ではないため、法人税法第2条第10号に規定する同族会社には該当しません。

したがって、法人税法上の留保金課税や同族会社の行為計算の否認、同族会社の

みなし役員の規定は適用されないこととなります。

② その他法人税法上の留意点

営業権の出資を受けた場合、その償却額が法人税法上損金の額に算入されるのかは議論のあるところです。その営業権の評価額が妥当であるか等の検討が必要と考えられます。

交際費や寄付金の損金算入額の資本金基準については、定款に記載されている出資の額のうち、労務及び信用の出資のように資産性の無い出資以外の額をもって資本金額と考えます。

③ 出資持分の相続

税理士法人の社員が死亡した場合、その相続人は税理士法人の出資持分の払戻請求権を相続することになります。

したがって、遅滞なく税理士法人から出資の払い戻しを受けることとなります。ただし、その相続人が税理士である場合、その相続人が新たにその税理士法人の社員となる場合やその相続人がもともとその税理士法人の社員の場合もあります。その際、税理士法人及び相続人としては、出資持分の承継を望むことも考えられますが、持分の相続に関する定款の定めについて規定した会社法 608 条は準用されていないので出資持分の相続は認められていません。しかし、税理士である相続人が、相続する持分の払戻請求権を新たに法人に出資することで、結果的に承継することは可能となります。

(3) 収入の帰属

① 著作・講演等の収入の帰属

税理士法人の社員又は補助税理士が行う著作・講演等については、個人にその収入が帰属する場合は、当該者の雑所得になりますが、その収入を得るための必要経費が税理士法人の負担とならないように留意する必要があります。また、著作・講演等の内容が税理士法人の業務に密接に関連するものであれば、税理士法人がその受任主体となることが可能です（「税理士法人に関する Q&A」 Q13 参照）。

② 地方公共団体の外部監査人が受ける報酬の帰属

地方自治法第 252 条の 27 に規定する地方公共団体の外部監査人に就任できるのは、自然人である個人の税理士に限られていますので（同法第 252 条の 28 第 2 項）、税理士法人は外部監査人にはなれません。したがって、税理士法人の社員又は補助税理士が外部監査人となった場合に受け取る報酬は、その社員又は補助税理士個人に帰属することとなります。しかし、この両者は前述のように、税理士として事業所得を得ることはあり得ませんので、その者の雑所得となると考えられます。

(4) 定款に定めのない事業

税理士法人は、定款に定めのない事業については、定款の目的を遂行する上で直接又は間接に必要な行為を除き、当然に行うことができません。したがって、定款に定めのない事業を行う場合には、税理士法人以外の個人又は法人で行うこととなります。なお、税理士法に社員の競業禁止の規定があります（法第 48 条の 14）が、税理士法人の業務以外の業務を行うことは競業にはあたりません。

5. 日税連等への変更届出

(1) 税理士法人の変更登記

税理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって定款を変更することができます（法第48条の13第1項）。

定款を変更し、登記事項に変更を生じた場合には、変更登記の申請が必要となります。税理士法人の登記事項は、組合等登記令第2条第2項及び別表に定められており、次のとおりです。

- イ. 目的及び業務
- ロ. 名称
- ハ. 事務所の所在場所
- ニ. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ホ. 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ヘ. 社員（税理士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所
- ト. 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め
- チ. 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

したがって、イ～チの登記事項の内容を変更した場合には、変更を証する書面を添付して、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなくてはなりません（組合等登記令第3条第1項、第11条第3項）。

添付する変更を証する書面とは、総社員の同意書を指します。また、社員の住所又は氏名のみを変更した場合は変更を証する書面の添付は必要としません。なお、住所表記に関する法律の規定による住居表示が実施されたため変更登記を申請する場合には、それを証する書面を添付すれば登録免許税は不要となります（組合等登記令第17条、登録免許税法第5条第4号）。

(2) 日税連への変更届出

定款の変更をした税理士法人は、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません（法第48条の13第2項）。

定款の変更ですから、登記事項に変更が生じなくとも、届け出なければならないこととなります。

6. その他運営上の留意点

(1) 増資・減資

① 出資の増加

税理士法人が社員の出資を増加する場合又は新たな社員の加入による出資の増加は、総社員の同意があれば可能です。出資の額は定款に記載されるのみで登記は不要ですので、増資後は税務官公署への届出を行うのみとなります。

② 出資の減少

税理士法人の社員は、止むを得ない事由があるときにはいつでも脱退することが

できます。また、税理士法上は法定脱退が定められています（法第 48 条の 17）。いずれの場合も、その社員の請求により出資持分を払い戻すこととなります（法第 48 条の 21 第 1 項による会社法第 611 条の準用。以下この項において同じ）。出資持分を払い戻す際、定款に別段の定めがない場合は、出資割合に応じた退社時の持分の計算で純資産価額の評価に基づいて行います。また、もし債務超過になっている場合は、持分に応じた債務超過額相当額の補填をしなければなりません（会社法第 612 条）。

出資持分の払い戻しについて、出資割合に応じない旨を定款に定めることは会社法上問題ありませんが、税務上の問題は生じる可能性があると考えられます。出資の減少の登記は不要ですので、税務官公署への届出のみが必要となります。さらに、出資の払い戻しがあった場合、払い戻された金銭その他の資産の額が、その脱退する社員の出資の額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配とみなされ、配当所得としての課税を受けることに留意する必要があります。

（2）会計業務法人との関係

税理士法人の業務は、あくまでも法第 2 条第 1 項及び第 2 項の業務（社会保険労務士法施行令第 2 条第 2 号の税理士業務に付随して行う労働社会保険諸法令に規定する事務（提出代行及び事務代理を除く。）を含む。）並びにこれに準ずるものとして規則第 21 条に定める業務（税理士業務に付随しない会計業務）、さらに第 2 条の 2 の業務の受託に限定されています。

税理士法人が法第 2 条第 2 項又は規則第 21 条の業務を定款に記載した場合、その社員税理士が会計業務法人の無限責任社員又は取締役を兼ねたままであると、社員の競業の禁止の規定（法第 48 条の 14）に違反することになるので留意すべきです。

（3）税理士会との関係

① 総会等における議決権等

税理士法人の社員税理士及び補助税理士は、その税理士法人の事務所所在地を含む区域の税理士会及び支部の会員であることから、その所属税理士会等の総会における議決権を有するとともに会費の納付義務があります（法第 49 条の 6、標準会則第 68 条。支部については、各支部規約を参照（以下この項において同じ））。一方、税理士法人も税理士会及び支部の会員であることから会費の納付義務はありますが、総会等の議決権は有しません（標準会則第 36 条第 2 項）。また、税理士法人は、税理士会及び支部の役員に係る選挙権及び被選挙権も有しません（標準会則第 15 条第 2 項）。

② 税務支援への従事義務

税務支援への従事義務は税理士法人にも課されますので、その所属税理士会の税務支援に税理士法人も従事する義務があります（日税連会則第 66 条第 3 項）。

しかし、実際に税務支援に従事するのは、その税理士法人の社員税理士又は補助税理士となります。また、この両者は個人で税理士業務を行うことができませんので、税務支援の報酬はその社員税理士や補助税理士に帰属せず、税理士法人に帰属することとなります。

(4) 社員の入社、退社

① 社員の入社

税理士法人の社員に新たに加入する場合は、総社員の同意が必要です。ただし、新たに加入しようとする税理士（法第 48 条の 4）は、同条第 2 項に掲げる者でないことが条件です。また、税理士法人の社員数に上限はありませんので、2 人以上何人でも良いこととされています。ただし、新たに加入した社員も加入前に生じた債務についても責任を負うこととなります（法第 48 条の 21 第 1 項による会社法第 605 条の準用。以下この項において同じ）。

② 社員の退社

税理士法人の社員が退社したいときは、法人の事業年度の終わりに退社することができますが、その場合には 6 ヶ月前までにその旨を予告しておかなければなりません。ただし、止むを得ない事情があればいつでも脱退することができます（会社法第 606 条）。また、①税理士の登録の抹消、②定款に定める理由の発生、③総社員の同意、④除名は、税理士法上の脱退事由（法第 48 条の 17）とされています。社員を除名する場合、税理士法人は、他の社員の多数決に基づいて、裁判所に対して、その社員を除名するよう請求し、判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地においてそのことを登記しなければなりません（会社法第 859 条、第 937 条）。

なお、同様の手続により、社員の業務執行権ないし代表権の消滅を請求することもできます（会社法第 860 条）。

退社した社員は、退社の登記前に生じた会社の債務について責任を負わなければなりません。退社の登記後 2 年以内にその退社した社員に請求又は請求予告をしなかった会社の債権者に対しては、登記後 2 年を経過した時点でその責任は消滅します（会社法第 612 条）。

(5) 従たる事務所の設置

① 従たる事務所の設置と登記

税理士法人は、税理士法第 40 条第 3 項の 2 ヶ所事務所禁止の規定の適用がありませんので、従たる事務所を設置することができます（法第 49 条の 6 第 4 項）。税理士法人の従たる事務所の設置については、設立と同時に設けた場合は、設立登記後 2 週間以内に従たる事務所を登記すべき旨（組合等登記令第 11 条第 1 項第 1 号）が規定されています。また、税理士法人の設立後に従たる事務所を設けた場合は、主たる事務所の所在地に 2 週間以内に登記し、3 週間以内にその従たる事務所の所在地並びに他の従たる事務所の所在地にも登記することが定められています（組合等登記令第 11 条第 1 項第 3 号）。

② 社員の常駐

税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければなりません（法第 48 条の 12）。

そのため、税理士法人の従たる事務所においても、業務の執行には、その従たる事務所の所在地を含む区域の税理士会会員である社員が常駐する必要があります（税理士法基本通達 48-12-1）。仮に、他の税理士会会員である社員や、所属税理士会会員であっても補助税理士のみを常駐させた場合は、常駐義務違反となることに注意する必要があります。

③ 日税連への届出

税理士法人が定款を変更したときは、変更した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地の税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません(法第48条の13第2項)。従たる事務所を設置することに伴い定款の変更を行うときも、当然、日税連への届出が必要となります。

また、主たる事務所以外に事務所を設けたときは、その旨を登記した時に当然、その事務所所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となります(法第49条の6第4項)ので、当然に届出は必要です。したがって、従たる事務所を設置した場合も登記から2週間以内に日税連に届出が必要です(法第48条の13第2項)。

④ 税理士会への入会・退会

税理士会への入会について、従たる事務所を設置した場合や各事務所を所属税理士会以外の区域に移転した時は、その設置したあるいは移転先の税理士会の会員となります(法第49条の6第4項)。また、退会については、税理士法人の事務所の移転や廃止により所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然税理士会を退会する(法第49条の6第5項) こととなります。

七 合 併

1. 定義

合併とは、2以上の税理士法人が合併契約により、当事者である税理士法人の一部又は全部が解散し、その財産が清算手続を経ることなく包括的に存続会社又は新設会社に移転することです。すなわち、合併後存続する税理士法人（吸収合併した税理士法人）又は合併により設立する税理士法人（新設合併した税理士法人）は、合併前の税理士法人の財産、債務等をすべて引き継ぐこととなります。なお、当事者は、税理士法人であることが要件となっていますので、監査法人や弁護士法人、特許業務法人等との合併はできません。

2. 合併の手続

税理士法人が合併するためには、総社員の同意が必要です（法第48条の19第1項）。

(1) 合併の登記

合併の効力は、合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって生ずるとされています（法第48条の19第2項）。具体的には、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併後存続する税理士法人については変更の登記、合併により消滅する税理士法人については解散の登記、合併により設立する税理士法人については組合等登記令第2条に掲げる事項を登記しなければなりません（組合等登記令第8条、第13条）。

(2) 債権者の異議等

合併をしようとする税理士法人は、債権者の保護を図るために、次の手続を経てから登記することになります（法第48条の19の2）。

- ① 合併をしようとする税理士法人は、次の事項を官報に公告し、かつ、住所氏名の分かっている債権者には個別に催告しなければなりません。なお、ハ.の期間内に異議を述べなかつたときは、その債権者は、合併を承認したものとみなされます。

イ. 合併をする旨

ロ. 合併により消滅する税理士法人及び合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人の名称及び主たる事務所の所在地

ハ. 債権者が一定の期間（1ヶ月以上）内に異議を述べることができる旨

- ② 債権者が期間内に異議を述べたときは、その債権者に対して弁済をし、あるいは相当な額の担保を提供し、又は、債権者に弁済することを目的として信託会社に相当な額の財産を信託するなど債権者を保護する措置をとらなければなりません。

(3) 合併の無効

合併において、総社員の同意が得られなかった場合や債権者保護の手続が実行されていないなどの場合、税理士法人の社員や合併を承認しない債権者は、訴えによって

のみ合併の無効を主張することができます（法第 48 条の 19 の 3 による会社法第 828 条第 1 項、第 2 項の準用。以下この項において同じ）。

訴えの提起期間は、合併の効力が生じた日から 6 ヶ月以内に限られます（会社法第 828 条第 1 項）。この提起により、合併を無効とする判決があった場合には、無効とされた合併は将来においてその効力を失うことから、合併によって消滅した税理士法人は復活し、新設した税理士法人は消滅することとなります（会社法第 839 条）。

3. 日税連への合併届出

税理士法人が合併したときは、合併の日から 2 週間以内に、その旨を合併後存続する税理士法人又は合併によって設立した税理士法人の主たる事務所所在地の税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません（法第 48 条の 19 第 3 項、税理士法人届出事務取扱規程第 20 条）。

また、税理士法人の合併に伴って従たる事務所の設置、変更、廃止等が生じた場合には、その旨を所属する税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません（税理士法人届出事務取扱規程第 20 条第 5 項）。

合併の届出は、合併後存続する税理士法人（吸収合併した税理士法人）と合併により設立する税理士法人（新設合併した税理士法人）に応じて次の届出書を提出しなければなりません。

(1) 合併後存続する税理士法人（吸収合併した税理士法人）の届出

① 合併により存続する税理士法人（税理士法人事務取扱規程第 20 条及び第 21 条）

- イ. 合併届出書
- ロ. 税理士法人変更届出書
- ハ. 合併する税理士法人の総社員の同意書又は社員総会の議事録
- ニ. 登記事項証明書

② 合併により消滅する税理士法人（税理士法人事務取扱規程第 14 条及び第 15 条）

- イ. 解散届出書
- ロ. 法人解散を決議した総会の議事録
- ハ. 解散登記申請書の写し及び登記事項証明書
- ニ. 解散の理由を証する書面

(2) 合併により設立する税理士法人（新設合併した税理士法人）の届出

① 合併により設立した税理士法人（税理士法人事務取扱規程第 20 条、第 21 条）

- イ. 合併届出書
- ロ. 設立届出書
- ハ. 合併する税理士法人の総社員の同意書又は社員総会の議事録
- ニ. 登記事項証明書及び定款の写し

② 合併により消滅する税理士法人（税理士法人事務取扱規程第 14 条、第 15 条）

- イ. 解散届出書
- ロ. 法人解散を決議した総会の議事録
- ハ. 解散登記申請書の写し及び登記事項証明書

二. 解散の理由を証する書面

八 解散・清算

税理士法人は、次に掲げる理由によって解散することとなります（法第 48 条の 18 第 1 項）。

- ① 定款に定める理由の発生
- ② 総社員の同意
- ③ 他の税理士法人との合併
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 解散を命ずる裁判
- ⑥ 第 48 条の 20 第 1 項に規定する解散の命令（注）

また、①～⑥の解散理由のほか、社員が 1 人になり、そのなった日から引き続き 6 月間その社員が 2 人以上にならなかった場合においても、その 6 月を経過した時に解散することとなります（法第 48 条の 18 第 2 項）。

なお、他の税理士法人との合併以外の理由により解散した場合には、解散の日から 2 週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地の税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません（法第 48 条の 18 第 3 項）。

（注）⑥の解散の命令は、税理士法人は準則主義による設立とされていますが、設立後、税理士法人の違法行為があった場合や運営が著しく不当と認められるときは、財務大臣は解散を命じることができることになっています。

1. 解散の登記

税理士法人は、解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、2 週間以内に、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければなりません（組合等登記令第 7 条）。

2. 清算手続・登記・結了

解散した後の手続である清算については、会社法の合名会社に関する規定のうちの清算に関する規定を原則として準用しますが、登記に関する規定は、組合等登記令によります。したがって、税理士法人は解散した後においても、ただちには消滅せず、清算手続により事後処理（清算）が済んだときに完全に消滅することとなります。

なお、解散後は、清算だけを存在の目的としていますので、その権利能力は清算の目的の範囲内に限られます（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 645 条の準用）。

（1）任意清算

解散した場合の法人財産の処分方法は、定款又は総社員の同意によって任意に決めることができます（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 668 条の準用）。これを任意清算といいます。任意清算の場合には、解散の日から 2 週間内に財産目録と貸借対照表を作成しなければなりません（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 669 条の準用、規則第 22 条の 5 及び第 22 条の 6）。

また、社員の持分を差し押さえた者がいるときは、その者の同意を得ることが必要です（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 671 条第 1 項の準用）。

税理士法人が任意清算をする場合において、社員の持分を差し押さえた者があり、その者の同意を得ることが必要であるにもかかわらず同意を得ずして財産を処分したときは、社員の持分を差し押さえた者は、税理士法人に対して、その社員の持分に相当する金額を支払うよう請求することができます（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 671 条第 2 項の準用）。

なお、税理士法第 48 条の 18 第 1 項第 1 号（定款に定める理由の発生）又は第 2 号（総社員の同意）を理由とする解散以外には、任意清算によることはできません（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 668 条第 1 項の準用）。

また、任意清算の場合には、「七 合併の項 2（2）債権者の異議」と同様に、債権者保護の経緯を経なければなりません（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法 670 条及び第 671 条の準用）。

この経緯を経ないで財産を処分したときは、債権者はその処分の取消しを裁判所に請求することができます。

ただし、その処分が債権者に不利益を与えないときには、そのような請求は認められません（法第 48 条の 21 第 7 項による会社法第 863 条第 1 項第 2 号の準用）。

なお、民法の詐害行為取消権及び取消の効果並びに取消権の時効については、民法の各規定が準用されます（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 863 条第 2 項の準用）。

（2）法定清算

合併もしくは破産手続開始の決定（当該破産手続が終了している場合を除く）以外の理由により解散し、かつ任意清算の方法によることができない場合又は設立の無効若しくは取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合は、以下に述べる方法により清算しなければなりません（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 644 条の準用）。

① 清算人の選任

清算人は、原則として社員がなりますが、定款の定め又は半数を超える社員の意思で別に清算人を選任することができます（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 647 条第 1 項の準用）。

また、税理士法人が、税理士法第 48 条の 18 第 1 項第 5 号（解散を命ずる裁判）若しくは第 6 号（財務大臣の解散命令）又は第 2 項（社員が 1 人になり、そのなった日から引き続き 6 月間その社員が 2 人にならなかったこと）を理由として解散したときは、裁判所は、利害関係人が法務大臣の申立てによって、又は裁判所が自ら職権で清算人を選任することとなります（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 647 条第 3 項の準用）。

② 清算人の職務と権限

清算人の職務と権限は、次のとおりです（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 649 条の準用）。

イ．継続中の業務を完結させること

ロ．債権を取り立て、債務を弁済すること

ハ、残った財産を社員に分配すること

そして、清算法人を代表する清算人は、裁判上のことを含めて前述の職務に関する一切を清算法人の代表として行う権限を有しています（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 655 条の準用）。

③ 債務の弁済

清算を早く済ませるために、債務の弁済を弁済期が到来しないうちにすることができるとし、その弁済額は利息を考慮した一種の単利現価とされています。

また、条件付債権、存続期間の不確定な債権、その他価額の不確定な債権のような評価の困難な債権については、裁判所の選任した鑑定人の評価を基準として弁済することが必要です（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 662 条の準用）。

④ 債務完済不能のときの社員

税理士法人が有する社員に対する出資請求権を除くすべての財産が、すべての債務と清算費用とを加えたものを完全に弁済するのに不足が生ずるときは、清算人は出資金を出すことを決めた時期が来る前でも社員に出資をさせることができることとされています。これも清算を早く終わらせるための措置です（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 663 条の準用）。

⑤ 残余財産の分配

残余財産は、定款の定めがあるときはそれにより、定めがないときは各社員の出資額に応じて分配することになります（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 666 条の準用）。

債務を弁済した後でなければ、清算法人の財産を社員に分配することができないのは当然であり、争いのある債務については、その弁済に必要と認められる財産を留保してそのほかの残余財産を分配しても差し支えないこととされています（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 664 条の準用）。

⑥ 清算中の破産

清算人は、清算手続を進める過程で、清算法人の全財産がその債務を完済するのに不十分なことが明らかになったときは、直ちに裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 656 条第 1 項の準用）。

そして、破産手続開始の決定を受けた場合、清算人は破産管財人に対して事務の引継ぎをしなければなりません、その引継ぎが終了したときにその清算人の任務は終わります（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 656 条第 2 項の準用）。

なお、清算手続において、すでに債権者に支払ったり、社員に分配したものがあるときは、破産管財人はそれを取り戻すことができます（法第 48 条の 21 第 2 項による会社法第 656 条第 3 項の準用）。

また、税理士法人の解散や清算は裁判所がこれを監督し、裁判所はいつでも監督に必要な検査をすることができることとされています（法第 48 条の 18 の 2）。

⑦ 清算の事務の終了

清算の事務が終わったときは、清算人は遅滞なく取り立てた債権の額、弁済した債権の額、費用の額、処分した財産の額、残余財産の分配額などの計算をして、各

社員の承認を受けなければなりません。

そして、この計算に対して社員が1ヶ月以内に異議を述べなかったときは、社員はこれを承認したものとみなします(法第48条の21第2項による会社法第667条の準用)。

3. 清算終了の登記

税理士法人は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算終了の登記をしなければなりません(組合等登記令第10条、第13条)。

4. 日税連等への清算終了の届出

清算手続が終了したときは、清算人は清算終了届出書を解散税理士法人の所在地の税理士会を経由して日税連に届け出なければならないことになっています(法第48条の18の3、税理士法人届出事務取扱規程第17条)。